(平成22年10月15日告示第149号)

改正 平成31年2月13日告示第6号

(趣旨)

第1条 この告示は、長く同一の職種に従事し、技能の錬磨、後進の育成等その向上発展に功労 のあった者及び市内の商工事業所に勤務する優良な者(以下「技能功労者等」という。)を 表彰することに関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類及び基準)

- 第2条 技能功労者等の表彰の種類及び基準は、別表に定める技能職種の者で次の各号に掲げる 表彰の種類に応じて、当該各号の定めるところによる。
 - (1) 技能功労者表彰 年齢55歳以上の者で、次のいずれかに該当する者
 - ア 技能職として同一職業に30年以上従事している者
 - イ 優れた技能を持ち、他の模範となっている者
 - ウ 後進の指導育成等によって業界の発展に尽くした者
 - (2) 優良技能者表彰 次のいずれかに該当する者
 - ア 技能職として同一職業に10年以上従事している者
 - イ 優良技能者にふさわしい優れた技能を持ち他の模範となっている者
 - (3) 優良従業員表彰 次のいずれかに該当する者(家族従業員を除く。)
 - ア 市内事業所に勤務する従業員で勤続年数が10年以上のもの
 - イ 人物及び実績が優秀で他の従業員の模範となり、推薦者が表彰に値すると認められる 者
- 2 前項各号の規定にかかわらず、以前に当該表彰を受けたことのある者は、除くものとする。 (表彰者の推薦)
- 第3条 市長は、前条の表彰に当たっては、広く事業所、産業団体、商工会、経営者等(以下「事業者等」という。)から推薦を求めるものとする。
- 2 事業者等は、前項の推薦に当たっては、技能功労者等推薦調書(第1号様式。以下「推薦調書」という。)に技能功労者・優良技能者の推薦概要書(第2号様式)又は優良従業員の推薦概要書(第3号様式)を添えて市長に提出するものとする。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者は、事業者等のうちから市長が決定する。

(表彰選考委員会)

- 第5条 表彰の選考を審議するため、座間市技能功労者等表彰選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 市長は、表彰を行うときは公正かつ適正を期するため、委員会に意見を求め、その報告を受けて行うものとする。

(委員)

- 第6条 委員会の委員は、10人以内で組織し、次に掲げる者及び団体の代表者を市長が委嘱する。
 - (1) 座間市商工会
 - (2) 座間工業会
 - (3) 金属関係団体
 - (4) 建設関係団体
 - (5) 主管部長

(委員長及び副委員長)

- 第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長にあっては委員の互選により、副委員長に あっては委員長の指名により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審議)

第8条 委員会は、推薦調書その他の関係書類に基づき厳正に審査し、その結果を市長に報告しなければならない。

(会議)

第9条 委員会は、委員長が招集し、その議事は、出席委員の過半数をもって決定する。

(委員会の運営)

第10条 委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が定める。

(解職)

第11条 委員は、当該委員会にかかる審議が終了したときは、自然にその職を解かれるものと する。

(表彰の方法)

第12条 表彰は、表彰状により行う。この場合において、記念品等を贈ることができる。

附則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成31年2月13日告示第6号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

職業部門		職種						
-	大分類	中分類			小分類			
1	金属材料製造	(1)	金	ア	製鉄工・製鋼工 イ	非鉄金属製錬工	ウ	鋳物工

関係	属材料製造 の職業	エ 鍛造工 オ 金属熱処理工 カ 圧延工 キ 伸線工 ク 金属材料製造検査工 ケ その他の金属材料製造の 職業
	(1) 金 属加工の職 業	ア 金属工作機械工 イ 金属プレスエ ウ 鉄工・びょう打工・製かん工 エ 板金工 オ めっきエ カ 針金製品・針・ばね製造工 キ 金属研ま工 ク 金属手仕上工 ケ金属彫刻工 コ 金属製家具・建具製造工 サ 金属製品製造工 シ 金属加工・金属製品検査工 ス その他の金属加工の職業
2 金属加工、金 属溶接・溶断、一 般機械器具組立・	(2) 金属溶接・溶断の職業	ア 電気溶接工 イ ガス溶接工・ガス切断工
修理及び計器・光 学機械器具組立・ 修理関係	(3) 一 般機械器具 組立・修理 の職業	ア 原動機組立工 イ 金属加工機械組立工 ウ その他 の一般機械器具組立工 エ 一般機械器具修理工
	(4) 計 器・光学機 械器具組 立・修理の 職業	ア 時計組立工・修理工 イ 計器組立工・修理工 ウ 光学機械器具組立工・修理工 エ レンズ研ま工・調整工 オ その他の計器・光学機械器具組立・修理の職業
3 電気機械器具 組立・修理及び電 気作業者関係	(1) 電 気機械器具 組立・修理 の職業	ア 発電機・電動機組立工・修理工 イ 配電・制御装置組立工・修理工 ウ 民生用電子・電気機械器具組立工・修理工 オ 電子修理工 エ 電気通信機械器具組立工・修理工 オ 電子応用機械器具組立工 カ 半導体製品製造工 キ 電球・電子管組立工 ク 電子機器部品製造工 ケ 束線工 コ 被覆伝染製造工 サ 乾電池・蓄電池製造工 シ 電気機械器具検査工 ス その他の電気機械器具組立・修理の職業
	(2) 電 気作業者	ア 発電員・変電員 イ 送電線架線工 ウ 配電線架線 エ エ 通信線架線工 オ 電信電話機据付工・保守工 カ 電気工事作業者
4 輸送用機械器 具組立・修理関係	(1) 輸送用機械器 具組立・修 理の職業	ア 自動車組立工 イ 自動車整備・修理・板金工 ウ 航空機組立工・整備工 エ 鉄道車両組立工・修理工 オ 自動車組立工・修理工 カ 船舶ぎ装工 キ 輸送用機械器具検査工 ク その他の輸送用機械器具組立・修理の職業
5 紡糸・織布・ 同関連及び衣服・ 繊維製品製造関係	(1) 紡 糸の職業 (2) 織 布・同関 の職業 (3) 衣 服・繊維の職 よ 業	ア 粗紡工・精紡工 イ 合糸工・ねん糸工・加工糸工 ウ 揚返工・かせ取工 エ その他の紡糸の職業 ア 織機準備工 イ 職布工 ウ 漂白工・精練工 エ 染色・仕上工 オ 編物工・編立工 カ フエルト・不織 布製造工 キ つな・なわ・ひも製造工 ク あみ製造工 ケ その他の織布・同関連の職業 ア 婦人・子供服仕立職 イ 男子服仕立職 ウ 和服仕 立・修理職 エ 帽子製造工 オ 裁断工 カ ミシン縫 製工 キ 刺しゅうエ ク その他の衣服・繊維製品製造 の職業
6 建設及び土 木・舗装・鉄道線	(1) 建 設の職業	ア 大工 イ 型わくエ ウ 鉄筋工 エ とびエ オ れんが積工・タイル張工・ブロック積工 カ 屋根ふきエ

路工事		キ 左官 ク 配管工・鉛工 ケ 畳工 コ 熱絶縁工 サ 内装仕上工 シ 防水工 ス 潜水作業者 セ そ の他の建設の職業
	(2) 土 木・舗装・ 鉄道線路工 事の職業	ア 土木・舗装作業者 イ 鉄道線路工事作業者
	(3) 建 設機械運転 の職業	ア 建設用機械運転工
	(4) 農 業の職業	ア 植木織・造園師(工)
	(1) 窯 業製品製造 の職業	ア 窯業原料工 イ ガラス製品成形工 ウ ガラス製品加工工 エ 陶磁器製造工 オ 施ゆう工・ほうろうがけ エ カ 窯業絵付工 キ ファインセラミック製品製造工 ク セメント製造工 ケ セメント製品製造工 コ れんが・かわら類製造工 サ 石灰・石灰製品製造工 シ 七宝工 ス 窯業製品検査工 セ その他の窯業製品製造の職業
7 窯業製品製 造・採鉱・採石・ 採掘・土石製品製	(2) 採 鉱・採石及 びその他の 採掘の職業	ア 採鉱員 イ 石切出作業者 ウ じゃり・砂・粘土採取作業者 エ ダム・トンネル掘さくエ オ さく井工・採油工・天然ガス採取工 カ 他に分類されない採掘の職業
造及び化学製品製 造関係	(3) 土石製品製造の職業	ア 石工 イ その他の土石製品製造の職業
	(4) 化学製品製造の職業	ア 化学工 イ 石油精製工 ウ 化学繊維工 エ 油脂 加工工 オ 医薬品・化粧品製造工 カ その他の化学製 品製造の職業
	(5) ゴム・プラスチック製品製造の職業	ア ゴムエ イ ゴム製品製造工 ウ タイヤ製造工・修理工 エ プラスチック製品成形工 オ プラスチック製品加工工 カ ゴム・プラスチック製品検査工 キ その他のゴム・プラスチック製品製造の職業
	(1) 木・竹・ 草・つる製 品製造の職 業	ア 製材工 イ チップ製造工 ウ 合板工 エ 木工 オ 木製家具・建具製造工 カ 船大工 キ 木製おけ・ たる製造工 ク 曲物製造工 ケ げた製造工 コ 木彫 エ サ 竹細工工 シ とう・き柳製品製造工 ス 草・ つる製品製造工 セ 木・竹・草・つる製品検査工 ソ その他の木・竹・草・つる製品製造の職業
8 その他の関係	(2) パ ルプ・紙・ 紙製品製造 の職業	ア パルプエ・紙料エ イ 紙機械すきエ ウ 紙手すき エ エ 加工紙製造工 オ 紙器製造工 カ 紙製品製造工 キ その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業
	(3) 印 刷・製本の 職業	ア 文字組版作業員 イ 製版作業員 ウ 印刷作業員 エ 印刷物光沢加工作業員 オ 製本作業員 カ その他の印刷・製本の職業
	(4) か わ・かわ製	ア 製革工 イ くつ製造工・修理工 ウ その他のかわいかい かいかい おいまん とうしゅう かいかい おいま はいい はい かいかい はい

品製造の職	
業	
(5) 飲	ア 製茶工 イ 酒類製造工 ウ 清涼飲料製造工 エ
料・たばこ	たばこ製造
製造の職業	エ オ その他の飲料・たばこ製造の職業
(6) 食	ア 精穀工・製粉工 イ 製糖工 ウ 味そ・しょう油製
品原料製造	造工 工動植物油脂製造工 オ その他の食品原料製造の
の職業	職業
(7) 食 料品製造の 職業	ア めん類製造工 イ パン・菓子製造工 ウ 豆腐・湯 葉・こんにゃく・ふ製造工 エ かん詰・びん詰食品製造 工 オ 乳・乳製品製造工 カ 水産物加工工 キ 肉製 品製造工 ケ 野菜つけ物工 コ その他の食料品製造の 職業
	ア かばん・袋物製造工・修理工 イ がん具製造工 ウ
(8) 装	楽器製造工 エ 模型・模造品製作工 オ 和がさ・ち
身具等身の	ょうちん・うちわ製造工 カ 洋がさ製造工 キ ほう
回り品製造	き・ブラシ製造工 ク 漆器工 ケ 貴金属・宝石細工工
の職業	コ 甲・角・貝・きば細工工 サ 印判師 シ その他
	の装身具等身の回り品製造の職業
(9) 定 置機関・機 械運転の職 業	ア 汽かん士 イ 起重機・巻上機運転工 ウ ポンプ・ ブロワー・コンプレッサー運転工 エ その他の定置機 関・機械運転の職業
(10) 生活衛生サ ービスの職 業	ア 理容師 イ 美容師・着付師 ウ クリーニングエエ 洗張工
(11) 飲食物調 理・接客サ ービスの職 業	ア 調理人 イ バーテンダー ウ 給仕従事者
(12) その他の技 能工・生産 工程の職業	ア 内張工 イ 表具師 ウ 塗装工 エ 画工・広告美 術工 オ 映写技士 カ 製図工・写図工 キ 現図工 ク 包装工 ケ 他に分類されない技能工・生産工程の職 業
(13) その他	1~7及び8の(1)~(12)に属さない技能的職種

第1号様式(第3条関係)

技能功労者等推薦調書

[別紙参照]

第2号様式(第3条関係)

技能功労者・優良技能者の推薦概要書

[別紙参照]

第3号様式(第3条関係)

優良従業員の推薦概要書

[別紙参照]